

## 社会福祉法人幡豆福祉会(女性活躍法)行動計画(案)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標	育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用制度を設け、1人以上の正規職員を採用する。
-----	----------------------------------------------------

取組内容 令和 4年 4月～ 法人内で再雇用制度の設計を開始。

令和 4年10月～ 再雇用制度の具体的内容を決定。

令和 5年 2月～ 再雇用制度について職員に周知

令和 5年 4月～ 再雇用制度開始